

平成23年11月29日

総務大臣  
川端 達夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成23年9月30日付け諮問第3034号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 23 年 1 1 月 2 9 日  
情報通信行政・郵政行政審議会

## 1 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

<p>意見1 NTT東西による収支の算定過程等について、国民に理解しやすい形で、透明性を高めて開示すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回申請された交付金額等については、省令の規定に基づいて適切に算定されたものと理解しています。</p> <p>ただし、当社が以前より主張している通り、実際にどのようなコストがユニバーサルサービスの提供に係るものとして原価に含まれているのか、NTT東西が公表している「ユニバーサルサービス収支の算定について」で示された情報からは理解しづらい状況にあります。例えば、広告、宣伝に係る費用について、「サービス別に費用を直接配賦」しているとありますが、具体的にユニバーサルサービスの対象である加入電話や公衆電話に関する広告、宣伝にはどのようなものがあり、どれくらいの費用がかかったのかについては把握できません。</p> <p>ユニバーサルサービスは、最終的に国民の負担により維持されているものであり、国民負担を最小化させる観点から、交付金等の中身について透明性を高め、算入されているコストの内容が適切か、またコストの効率化が十分図られているかを国民全体で検証する必要があります。そのため、NTT東西はユニバーサルサービスにかかるコストの内容についてより詳細に開示すべきです。</p> <p>なお、今回特例による算入が申請されている災害対応にかかるコストについても、通常のユニバーサルサービスにかかるコストと同様、透明性を高めて国民の理解を得る必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)による基礎的電気通信役務収支表の作成・公表等に関しては、これまでも収支算定方法をはじめとする情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き、国民に理解しやすい形で、透明性の向上に努めていくことが望まれる。</p>
<p>意見2 年によって番号単価の適用期間にずれが生じないよう、制度的な手当を検討すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>ユニバーサルサービスの番号単価に関しては、本来1月から12月に適用することで開始されましたが、2月から翌年の1月までに適用期間がずれたケースがあるなど、ユーザーにとってわかりづらいルールで運用されています。今後、再び同様の事態が発生する可能性があることから、ユーザーにとってのわかりやすさを確保する観点で、上記のような番号単価の適用期間のずれが生じないよう、制度的な手当を行うことについて検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>今後の制度の在り方への御意見として承る。</p>

## 2 NTT東西の経営効率化について

意見3 NTT東西による更なる効率化推進策を検討すべき。	考え方3
<p>現行のユニバーサルサービス制度において、交付金を受ける東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿は、ユニバーサルサービスの提供に当たり、最大限の効率化を図ることが求められているものと考えます。</p> <p>この点に関して、現在、NTT東西殿より「基礎的電気通信役務の提供に係る効率化等の報告」が行われていますが、総務省殿においては、NTT東西殿の効率化水準の妥当性を検証するとともに、更なる効率化推進策を検討し、その推進策の実施をNTT東西殿に求めることが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者であるNTT東西の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東西においては、赤字の縮小のため、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。</p> <p>また、NTT東西に対して経営効率化の実績の総務省への報告を、総務省に対してその十分な検証を求めた平成18年11月21日の情報通信審議会の答申に基づいて、平成22年度の経営効率化の実績及び検証結果について、平成23年9月30日に当審議会において総務省から報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。</p>

## 3 IP網への移行について

意見4 NTT東西は、アクセス網を含めたIP網移行計画等の具体的な内容を公表すべき。	考え方4
<p>今後、加速化が見込まれるマイグレーションについては、ユニバーサルサービス制度に大きく関係するものであることから、NTT東西殿は、早期にアクセス網を含めたIP網移行計画等の具体的な内容を公表すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>今回の認可申請は、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法についてのものであり、現時点において、御意見で示された状況が直接関係するとまではいえない。</p> <p>他方、PSTNからIP網へのネットワークの移行の在り方に関しては、アクセス回線との関係も含め、現在、情報通信審議会電気通信事業政策部会において「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」として検討されているところであり、関係事業者等においては、この検討結果等を踏まえ、適時適切に対応をとることが期待される。</p>